

日本国際協力システム常勤役員退職手当規程

(平成元年 6 月 13 日規程第 3 号)

改訂 平成 14 年 6 月 25 日規程第 2 号

平成 17 年 6 月 1 日規程第 7 号

平成 24 年 8 月 30 日規程第 48 号

(趣旨)

第 1 条 一般財団法人日本国際協力システム定款（以下「定款」という。）第 28 条及び「役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程」（平成 24 年規程第 4 3 号）に基づき、常勤役員の退職手当については、この規程の定めるところによる。

(退職手当の額)

第 2 条 退職手当の額は、在職 1 月につき、退職した日におけるその者の本俸月額に 100 分の 12.5 を乗じて得た額に、理事会が 0.0 から 2.0 の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率の割合を乗じて得た金額とする。

(在職期間の計算)

第 3 条 在職期間の計算は、就任の日から起算して暦に従って計算するものとし、

- 1 月に満たない端数を生じたときは 1 月と計算するものとする。
- 2 常勤役員が任期満了の日又はその翌日に再び同一の役職の役員となったときは、前項の規定による在職期間の計算については、引き続き在職したものとみなす。
- 3 他機関からの出向による在職期間は、前 2 項の規定による在職期間から除外する。

(退職手当の支給制限)

第4条 定款第27条第1項第1号に規定する義務違反に該当して解任された場合には、退職手当を支給しない。

(退職手当の支給)

第5条 退職手当は、所得税その他法令等により控除すべき額を控除し、その残額を直接本人(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。

附 則

この規程は平成元年6月13日に施行し、この規程による規定は平成元年5月1日に遡及し適用する。

附 則(平成14年6月25日規程第2号)

この規程は、平成14年6月25日から施行する。

附 則(平成17年6月1日規程第7号)

この規程は、平成17年6月1日から施行する。

附 則(平成24年8月30日規程第43号)

この規程は、平成24年8月30日から施行し、平成24年4月1日から適用する。